

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故等番号 | 2013広第68号 |
| 事故等種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成25年4月13日 23時50分ごろ |
| 発生場所 | 愛媛県松山市松山港第2区 松山港吉田浜地区防波堤灯台から真方位054°150m付近 (概位 北緯33°50.9′ 東経132°41.6′) |
| 事故等調査の経過 | 平成25年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A コンテナ船 ^{ハッピースター} HAPPY STAR（大韓民国籍）、3,995トン 9128312（IMO番号）、Nam Sung Shipping Co., Ltd. B 押船 第二十二 ^{すみりき} 住力丸、116トン 133077、有限会社住力商事 C バージ S-23号、約1,046トン なし、有限会社住力商事 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A（大韓民国籍）、一級航海士（大韓民国発給） B 船長B、四級海技士（航海） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 船首部ブルワークに曲損 B なし C 左舷船首部に凹損 |
| 事故等の経過 | A 船は、船長Aほか15人が乗り組み、コンテナ約1,815tを積み、松山港第2区外港新ふ頭を離岸し、同区吉田浜地区の入口に向けて手動操舵によって北西進した。 船長Aは、右舷船首方にB船及びC船の紅灯、C船の作業灯を視認し、探照灯を照射するとともに、汽笛を吹鳴したが、反応を示さなかったため、右舵一杯、続いて機関停止としたものの、平成25年4月13日23時50分ごろ、松山港吉田浜地区防波堤灯台（以下「本件灯台」という。）から真方位054°150m付近において、A船の船首部とC船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、空船のC船を押して押船列（以下「B船押船列」という。）を構成し、松山港第2区吉田浜地区の入口に向けて約6ノットの対地速力で手動操舵によって南進した。 船長Bは、本件灯台の灯光に注意して右舷方を見ながら航行し、衝突直前、左舷方から急速に接近するA船に気付き、機関を全速力後進にかけたが、C船とA船とが衝突した。 |

| | |
|---|---|
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>松山港第2区吉田浜地区は、工場群が建ち並び、照明されていた。 A船は、マスト灯前後2個、各舷灯及び船尾灯の灯火を表示していた。 A船は、本事故当時、レーダー2台を0.25海里（M）レンジ及び1Mレンジで使用していた。 B船は、マスト灯連掲2個、各舷灯及び船尾灯の灯火を、また、C船は、各舷灯及び作業灯の灯火をそれぞれ表示していた。 船長Bは、本事故当時、レーダーを0.5Mレンジで使用していたが、レーダーを見ていなかった。 船長Bは、工場群の照明で本件灯台の灯光が見えにくい状況であったので、同灯光に注意しながら航行していた。</p> |
| <p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>A なし、B あり、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、松山港第2区吉田浜地区を出航中、船長Aが、B船及びC船の灯火を視認した際、探照灯を照射するとともに、汽笛を吹鳴したが、反応を示さなかったため、右舵一杯、続いて機関停止としたものの、C船と衝突したものと考えられる。 B船押船列は松山港第2区吉田浜地区に入航中、船長Bが、工場群の照明により、本件灯台の灯光が見えにくい状況であったので、本件灯台の灯光に注意して右舷方を見ながら航行し、見張りを適切に行っていなかったことから、C船とA船とが衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、松山港第2区吉田浜地区において、A船が出航中、B船押船列が入航中、船長Bが、本件灯台の灯光に注意して右舷方を見ながら航行し、見張りを適切に行っていなかったため、A船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場群の照明により、航路標識の灯光が見えにくい場合には、船橋当直者を増員するなどし、見張りを厳重に行うこと。 ・港口又は防波堤付近において、入航船は出航船の有無を確認すること。 |